

○神奈川県警察無線機器等運用管理要領の制定について

(平成 17 年 7 月 11 日例規第 40 号／神指発第 462 号)

改正 平成 24 年 12 月 7 日例規第 49 号神指発第 54 号 平成 26 年 3 月 10 日例規第 10 号神情発第 11 号

令和元年 6 月 17 日例規第 16 号神総発第 114 号 令和 3 年 1 月 14 日例規第 1 号神指発第 8 号

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察無線機器等運用管理要領を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、携帯無線機、携帯受令機等管理運用要領の制定について(昭和 52 年 2 月 14 日例規、神指発第 19 号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察無線機器等運用管理要領

1 趣旨

この要領は、神奈川県警察無線通信運用規程(平成 17 年神奈川県警察本部訓令第 19 号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、無線機器等(無線機器及び附属品をいう。以下同じ。)の運用管理に関し必要な事項を定めるものとする。